

川崎市公害健康被害補償制度実施に伴う検査料等の支出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「公害健康被害の補償等に関する法律」(昭和48年法律第111号)及び「川崎市公害健康被害補償条例」(昭和49年川崎市条例第69号)に基づく公害健康被害補償制度等の実施に伴う業務の一部を医療機関にて実施した場合に検査料等を支払うことについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 検査料等は、次の各号に規定する業務を行った医療機関に対し、支払うものとする。

(1) 公害健康被害認定患者主治医診断報告書作成業務

(認定更新用・障害補償費用)

(2) 死亡認定患者主治医診断報告書作成業務

(3) 公害診療報酬明細書作成業務

(4) 公害調剤報酬明細書作成業務

(5) 公害訪問看護報酬明細書作成業務

(6) 公害健康被害認定患者等医学的検査業務

ア 肺機能検査

イ 血液検査

ウ 胸部 X 線検査

エ 喀痰検査

オ 心電図検査

カ 動脈血ガス組成検査

キ 結果報告書作成

ク 診察

(7) 公害保健福祉事業等の参加に係る意見書作成業務

(8) 公害診療報酬明細書等の開示に係る意見書作成業務

(検査料等の額)

第3条 前条各号の額は、別表のとおりとする(法令所定の消費税額及び地方消費税相当額を含む)。ただし、別表に記載のない場合は、公害診療報酬の額に準ずるものとする。

(検査料等の支払)

第4条 この要綱で定める手数料は、第2条各号につき市長が受理したものについてのみ支払うものとする。

(委任)

第5条 この要綱の施行について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和49年12月13日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和50年5月2日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和50年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和50年8月5日から施行し、昭和50年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和51年7月2日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和51年8月29日から施行し、昭和51年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和52年5月12日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年3月31日から施行し、昭和53年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年3月31日から施行し、昭和53年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月18日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月11日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月11日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月22日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月15日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年1月1日から施行し、平成9年12月5日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する

別表

業務内容	単価	うち消費税及び 地方消費税 相当額
(1) 公害健康被害認定患者主治医診断報告書作成料 (認定更新用・障害補償費用)	1件につき 6,495円	590円
(2) 死亡認定患者主治医診断報告書作成料	1件につき 6,495円	590円
(3) 公害診療報酬明細書作成料	1件につき 610円	55円
(4) 公害調剤報酬明細書作成料	1件につき 323円	29円
(5) 公害訪問看護報酬明細書作成料	1件につき 323円	29円
(6) 公害健康被害被認定患者等医学的検査料		
ア 肺機能検査料	1件につき 3,960円	360円
イ 血液検査料(静脈採血)	1件につき 3,481円	316円
ウ 胸部X線検査料		
(ア) フィルム	1件につき 2,524円	229円
(イ) フィルムレス	1件につき 3,465円	315円
エ 喀痰検査料	1件につき 3,580円	325円
オ 心電図検査料	1件につき 2,145円	195円
カ 動脈血ガス組成検査料		
(ア) 経皮的動脈血酸素飽和度測定	1件につき 577円	52円
(イ) 動脈血ガス分析	1件につき 5,527円	502円
キ 結果報告書作成料	1件につき 458円	41円
ク 診察料	1件につき 1,237円	112円
(7) 公害保健福祉事業等の参加に係る意見書作成料	1件につき 2,255円	205円
(8) 公害診療報酬明細書等の開示に係る意見書作成料	1件につき 458円	41円